

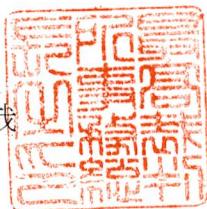
最高裁秘書第1896号

令和4年6月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、横浜地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

公判前整理手続の期日において、弁護人がノートパソコンを使用する際、法廷内の電源コンセントを使ってはいけないことが分かる裁判官の研修資料その他の文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年11月1日付け（同月2日受付）

2 答申番号

令和4年度（情）答申第5号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）